

町税等は納期内に納めましょう！

税金は私たちの暮らしを支えています

町税等は、医療や福祉、教育や消防・救急、ごみ処理など町が行う事業の重要な財源です。

また、国民健康保険税は、加入された方が、病気やケガをしたときの医療費として使用される大切な財源です。

町税等の滞納は、町の財政を圧迫し、住民サービスに支障をきたすことにもなりかねません。そして何よりも納期限内までに税金をきちんと納付していただいている大多数の納税者の方との公平性を欠くこととなります。

延滞金を徴収します。

税金を納期限までに納めなかった場合、納期限の翌日から1か月を経過するまでは4.3%、2か月目からは14.6%の割合で加算した延滞金を徴収します。



滞納処分(差押え)を強化します。

税金を滞納したままであれば、滞納者の財産(給与、預金、生命保険、不動産、自動車、電化製品、貴金属など)の差押えや滞納者の住居に踏み込み、財産を探す「家宅捜索」を行います。収入や財産があるのに税金を納めない悪質な滞納者には、き然とした態度で差押えを行います。

※差押えを受けた場合、勤務先での信用を失うことになることのほか、今後、金融機関等との取引(ローンやカード決済)に支障が出る場合があります。

平成 24 年度の差押え実績

財産の種類	件数	徴収金額
預貯金	16	80万 5,313 円
所得税還付金	22	57万 1,652 円
生命保険	1	0 円
不動産	1	0 円
その他債権	0	0 円
合計	40	137万 8,025 円

滞納は放置せず、必ず納付相談を

病気や失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得えず納期内に納めることができない方は、徴収の猶予などの制度があります。ただし、生活状況などを聞き取りのうえ、要件に該当した場合に適用されます。

また、一括で納付が難しい場合には、分割納付に応じることがありますので税務課までご相談ください。

◆問い合わせ先 税務課
☎ 0859・54・5208